

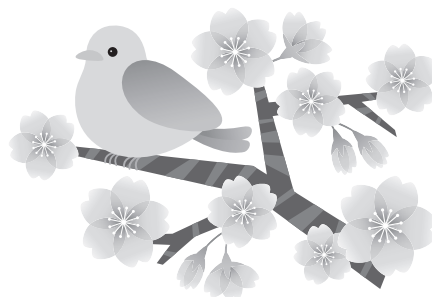
## 臨時福祉給付金（経済対策分）のご案内

### 《臨時福祉給付金（経済対策分）とは》

消費税率の引上げによる影響を緩和するために臨時福祉給付金を支給します。

### 《給付対象者》

平成28年1月1日（基準日）時点で町内に住民登録されている方の内、  
平成28年度住民税（均等割）が課税されない方  
ただし、（課税者の扶養親族になっている方）  
生活保護制度の被保護者）などは対象外です。



### 《支給額》

給付対象者1人につき 15,000円

### 《申請手続きについて》

- ・申請先は、基準日において住民登録されている市町村となります。  
（基準日以降に立科町に転入された方は、前住所地が申請先となります。）
  - ・※尚、受付開始時期は、市区町村によって異なります。ご注意ください。
  - ・立科町の申請期間は4月17日(月)～7月17日(月)です。
- 対象となる方には4月中旬に申請書を送付致しますのでご確認ください。

●お問合せ先  
役場 町民課 福祉係 電話 0267-88-8405 有線 2311

## 乳幼児等に対する福祉医療（医療費助成）制度について

福祉医療制度とは医療機関等の窓口で支払った保険適用の医療費自己負担分の一部について給付金を支給する制度です。当町では、出生から就学前の「乳幼児」、小学生から高校生の「児童」に分け、乳幼児等に対する医療費助成を行っています。

### 平成29年度小学校新入学の児童について

新しい福祉医療費受給者証を3月末に送付しています。これまでご利用いただいていた受給者証（平成29年3月31日まで）は、有効期限が過ぎ次第、処分をお願いします。

### 「災害共済給付制度」との併給防止について

保育園や学校等の管理下で災害（負傷、疾病等）が発生したときに日本スポーツ振興センターから支給される災害共済給付金は、福祉医療費給付金との併給ができません。

災害共済給付制度を利用する場合は、医療機関等の窓口にて福祉医療費受給者証を提示せず受診をお願いします。

なお、併給が確認された場合、後日、福祉医療費給付金を返還していただく必要がありますのでご承知おきください。



●お問合せ先  
役場 町民課 福祉係 電話 0267-88-8405 有線 2311